

平成 22 年度 第 1 回

聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会 議事要旨 (案)

- 1 日 時 平成 22 年 6 月 11 日 (金) 10 時 00 分～12 時 00 分
- 2 場 所 主婦会館プラザエフ 8 階 スイセン
東京都千代田区六番町 15 番地
- 3 出席者 (順不同・敬称略)
(委員) : 阿部委員 (代理出席 大竹副参事)・有野委員・伊藤委員・太田委員・金田委員・鎌田委員・川井委員・清澤委員・見学委員・鈴木委員・竹中委員・中園委員・野村委員・星川委員・満野委員・山口委員
(オブザーバー) : 田口情報支援専門官 (厚生労働省)
小原警報設備部長 (代理出席 米田課長) (日本消防検定協会)
(事務局) : 株丹次長、濱田予防課長、渡辺設備専門官、竹村国際規格対策官、河関上席研究官、塩谷設備係長、岡本事務官、伊倉事務官、松崎事務官、西田事務官 (消防庁)
- 4 配布資料
資料 1-1 聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会開催要綱
資料 1-2 聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会委員名簿
資料 1-3 検討の進め方について (案)
資料 1-4 ユニバーサルデザインに対応した火災警報システム (想定) 「(日本火災報知機工業会)」
参考 1-1 火災警報設備に関する主な規定について
参考 1-2 聴覚障がい者に対応した火災警報設備等に関する過去の検討経緯
参考 1-3 ユニバーサルデザインに関する最近の動向等について
(日本火災報知機工業会提供)
 - 光で知らせる火災警報装置設置のお勧め (パンフレット)
 - 聴覚障がい者等のための火災警報装置 (報告書)
- 5 開催要綱の確認等
 - 事務局から委員の紹介を行い、その後引き続き配布資料の確認を行った。
 - 資料 1-1 の開催要綱を確認した後、委員の互選により野村委員が座長に選任された。また、野村座長の指名により、金田委員が座長代理に選任指名された。
- 6 議事
 - (1) 趣旨、検討の進め方等について
事務局から資料 1-3、参考 1-1 及び参考 1-2 等に基づいて説明が行われた後、質疑応答が行われた。主な内容は次のとおり。
 - 資料 1-3 においては、「警報の種類」として、「光」「振動」及び「臭気」が掲げられているが、難聴者でも、近くの音は聞き取ることができる方がいるので、「音」を検討対象から除外してしまわない方がよいのではないか。
→ 「音」についても、難聴者に対してどのような警報の出し方が有効か等を検討していきたい。
 - (2) ユニバーサルデザイン等に関する動向等について
事務局から参考 1-3 に基づいて説明が行われた後、質疑応答及び意見交換が行われた。主な内容は次のとおり。

- 参考資料1-3の1ページにおいて、(障がい程度に関する等級として)「1級」から「6級」まで掲げられている。聴覚障がいの場合には全く聞こえない場合も「2級」までであるが「1級」に関して補足説明をいただきたい。
 - 聴力レベルで「2級」が100dB以上、「3級」が90dB以上、「4級」が80dB以上、「6級」が70dB以上と分類されており、「1級」及び「5級」については他の障がいと重複している場合が該当する。
 - 警報の後、その警報がどういう意味なのか、その警報を受けて何をすればいいかということも連続で考えておく必要があると考える。
- (3) 聴覚障がい者に対応した火災警報として想定される伝達手段、システム等について
有野委員から資料1-4の説明、現在開発されている機器のデモンストレーションが行われた後、質疑応答及び意見交換が行われた。主な内容は次のとおり。
- 検討の対象として、技術的な課題、応用的な課題のどちらが中心か。来年の3月までに報告を出したいということだが、両方を対象とするのは1年間では無理ではないかという印象があり、まずどちらかに絞ってやるべきである。
 - 既に海外でも実用化されているものもあり、導入・普及を具体的に進めていくための方策、すなわち、応用面を中心に検討することが適切と考えている。一方、技術的に実用段階に至っていないもの等については、引き続きの検討課題として整理していくこととしたい。
 - 検討の対象として、施設向け、個人の家庭向けのいずれに重点を置くのか。
 - どちらも推進が必要と考えるが、これまでの検討状況、国内での機器の開発状況等からすると、どちらかと言えば施設向けの方が取組みが進んでいないと考えられるので、今回の検討では施設向けのものにより重点を置く必要があると考えられる。
 - 一方、住宅については、平成17年度～18年度に検討を行い、その結果を精査すれば技術的な面を含めて、ガイドライン化できそうなレベルまでできている。そこで今回は、別途作業部会を設け、精査したものを本検討会でご覧いただき、最終的な成果物としていきたいと考えている。
 - 来年の3月までに結論を出したいということであれば、作業部会を2つ用意(施設向けのものについて検討するグループと、個人家庭向けのものについて検討するグループ)して、並行して検討を進めていく必要があるのではないか。なお、施設向けのものに関しては、既開発品で対応できる部分が多く、後は法律を変えるだけで済む問題だと思うが、家庭やホテル向けのものに関しては、慎重に検討を進めることが必要。
 - 具体的な進め方について検討する。
 - 2011年から全ての家庭に設置しなければならない火災警報器について、(聴覚障がい者のうち)99パーセントの方が設置していないという問題をどうするのかということ、厚生労働省も含めて、考えてもらわないといけない。
 - 技術的な問題だけでなく、価格の問題、支援制度の問題もあり、1年間であれば、どこかに絞って検討しなければならないと思う。
 - 実際にもものを供給するメーカーや、支援事業を所管する厚生労働省等と相談しながら検討していきたい。
 - 家庭向けのものに関して、北海道、東京都、埼玉等、普及させるための努力をしている地方自治体もあるが、(補助について)A社のものはいいが、B社、C社はだめだという地方自治体も多い。また、一定額までは補助でカバーされるが、それ以上のものは自己負担と言われるところもある。厚生労働省から支援をもらわなければ普及させることは難しい。
 - 先ほどの関連機器のデモンストレーションは、音が聞こえないと何が行われているのか理解できない。要約筆記を使っている場合、説明者が話した内容は要約筆記者のパソコン画面に表示されるが、それを見ている間にデモは進んでしまっている。聴覚障がい者が理解できるようにするためには、現象と説明する言葉の双方をきちんと伝えることが必要。
 - 例えば共用品推進機構では、会議のユニバーサルデザインに関する検討が行われているところであり、本検討会においても気をつけていきたい。

- 住宅用火災警報器に関する法律の義務については、聴覚障がい者の多くが理解しているが、一般に流通しているものは音による警報だけである。
また、「日常生活用具等給付事業」の中で「火災警報機」として給付を受けようとする場合、市町村が対応することとなるが、ライトの付いたもの等を対象としてほしいと要望しても、自己負担の範囲であり対応できないという地域も依然ある。また、手帳が3級以上でない対象としないというような問題も出ている。それぞれの地域で障がい者団体が市町村と交渉し、認められるところが多少増えつつあるが、十分ではない。
消防法令でライトが付いたものを整備する必要があるという義務付けをすれば、すぐ広まると思う。
- 基本的な考え方として、「音と光の警報」を標準にして、「音だけ」のものは特別な場合のみとするのがよいのではないか。コストの問題はあるが、ユニバーサル社会に合致するものだと思う。その上で、厚生労働省あるいは自治体が、どのように普及の問題を解決するか考えていただきたい。
- 住宅用火災警報器は法律で設置が義務付けられているので、国民のコンセンサスをもっと広く得られるような啓発を消防庁に更に進めていただきたい。
- 光警報等について、米国、英国、韓国等では制度的に普及が進んでいる中で、日本が白紙状態なのは残念である。振動を用いる場合の方法や携帯電話を利用したもの等の細目をどうするかについては時間をかけて検討してもよいが、「音と光の警報」がセットで必要であるという方向性は早く決定すべきである。
- 一つの方法ではなく、複数以上の情報伝達をすることで、初めて色々な人に伝達できるというのがユニバーサル社会の基本的な考え方である。
- 無線は有用と思うが、電波が100パーセント届くという保証がない。どのように対応していくのか。
→ 無線については、自動火災報知設備や住宅用火災警報器では既に基準・規格があり、無線が届いているかどうかの定期的チェックも行うこととなっている。一方、ポータブルタイプの貸出しキット等については、通信状態をどう確認するのか検討が必要である。
- ストロボライトについては、てんかんの人達への影響が懸念されるがどうか。
→ 平成3年の消防庁検討会の時に調査し、光の種類、強さ、点滅周期を適切に設定すれば問題がないというデータが得られている。
→ 参考資料1-3の50ページのとおり、米国、英国、韓国では点滅回数を1分間に60~120にするよう規則で決まっている。これらの規則の根拠は各種実験に基づいたものである。
- 臭気の警報については、気流の影響等を考えると、実用上本当に有効かということについて疑問がある。
→ 気流の影響等の問題についても、課題を整理し、技術的な細目について検討を進めていきたい。
- 避難誘導の目的は生命等の保護である。警報設備は、あくまで手段であって目的ではない。施設を利用するすべての人が安全に避難誘導できるような機器を検討してほしいが、施設側においてあまりに急速な変更は対応できない。また、機器のコスト低減についても考慮してほしい。
- 自衛消防隊について、避難誘導の方式をきちんと周知徹底してほしい。警報が出て終わりではなく、その後の対応が必要。また、火災時と地震時には避難誘導の方法が違うので、警報内容を含め検討してほしい。
- 各社がそれぞれ開発・普及していくのは構わないが、標準化していくことが大切である。そうすれば価格は下がっていくと思われる。
- 今回いろいろな意見が出たが、この検討会では火災警報設備を中心に議論を進めた方がよい（話を広げすぎると何年もかかってしまう。）。一方、火災警報設備を有効に活用するためには、その周辺の問題も考えなければならないので、そういったご意見は記録に残し、最終報告書の中に書き残していくようにしてもらいたい。

(4) その他

今回は、7月下旬から8月上旬に実施することとし、後日メール及びFAX等で日程調整することとされた。